

翻 訳

## 技術導入規範の革新

——中国の技術導入の謬論を正す——

中華人民共和国商務部外国投資管理司司長 胡 景 岩 著  
片 岡 幸 雄\* 訳

### 訳者まえがき

本稿は、中華人民共和国商務部外国投資管理司司長 胡景岩氏の手になる「創新標的—透析中国技術引進的誤区」（中華人民共和国商務部国際貿易經濟合作研究院主編『国際貿易』2003年4月号，《国際貿易》雜誌社，2003年4月）論文の全訳である。原著者の胡景岩氏から直接訳者に送られてきた本稿の翻訳・紹介についての同意文書と、原著者に関する略歴、学術業績などの資料によると、氏は吉林大学国際經濟学修士、現在商務部外国投資管理司司長の地位にあり、八十年代中期から以前の對外經濟貿易部外資司において、中国の外資導入に関する法令及び政策の策定、外資投資プロジェクトの審査・許可といった業務の責任ある仕事を担当し、1993年からは中国の GATT の地位回復と WTO 加盟交渉の活動に従事された由である。著書として『外商投資企業經營管理問答』、『中国投資必読』、『吸収外資最佳方式選択』、『中国投資新方式』、『外商投資中国最新法規解答』などがあり、発表された論文は100余篇に達するという。本年3月10日全国人民代表大会において国务院機構改革が承認されたことをうけて、3月25日従来の對外貿易經濟合作部と国家經濟貿易委員会が廃止され、両者と国家發展計画委員会の一部機能を合併して新たに商務部が設立され、商務部が内外商業を統一的に取り仕切ることとなったが、商務部外国投資管理司司長の地位は我国中央政府の局長の地位に当たる高官の地位である。次回北京を訪問する機会にでも直接拝眉の機会をえて、当該問題と外資導入問題について高見を拝聴したいと考えている。

中国が經濟發展を推し進めるために、積極的に外国技術の導入をはかっているこ

---

\* 広島経済大学経済学部教授

とについては、すでに周知のところである。しかし、外国技術の導入そのもの、また外国技術導入のあり方、改革・開放以来あるいは社会主義市場経済の構築を枠組とした最近の外資導入の成果に対する陰陽両面の評価をめぐって、中国国内ではさまざま議論が展開されている模様である。本稿の内容は、外国技術導入に深く係わる商務部外国投資管理司司長の地位にある胡景岩氏が、国内の主要議論を俎上にして逐一反論を加えつゝ、新たな段階へ向けて発想の転換を呼びかける形で自己の主張を正面から打ち出しているだけに、議論の中身がかなりよく整理されており、外部にいるものにとって議論の中身を理解するに与って大なるものがある。さらに、議論が優れた現実的感覚をもって展開されていることから、議論もいたずらに思弁的とならず論旨明快であり、訳者としては当該問題の理解に大いに参考となった次第である。

中国の外国技術の導入について今『2002・中国経済年鑑』によって概況をみると、2001年における技術導入契約総金額は90億91百万ドル、このうち技術費が43億95百万ドルで、契約総金額の48.34%を占める。主要な特徴は以下のようである。

①従来の伝統的な中心的な主要設備、プラントを主とした技術導入から、個別目的的な固有の技術ノウハウの供与とかライセンス供与、技術コンサルティング、技術サービスなど多種の技術導入の交錯した導入の形に移ってきていること。ノウハウ、特許技術、技術コンサルティング、技術サービスなどのソフト技術の導入が軸に立つようになり、全体の63.06%を占めるようになっている。ハード技術は36.94%となっている。

②技術導入相手国が多様化してきていること。2001年における技術導入相手国及び地域は55に及ぶが、契約金額でみた上位10カ国及び地域、ドイツ、アメリカ、日本、フランス、スウェーデン、香港、オーストリア、チェコ、韓国、イタリアの契約金額は79億92百万ドルで、契約金総額の88.65%をしめている。

③技術導入が発電・配電設備製造（契約総金額の18.67）、交通・運輸設備製造（15.7%）、電子・通信設備製造（同11.72%）、鉄・マンガン・クロムなど冶金・加工技術（同9.03%）、化学原料・化学品製造（同8.73%）の5分野に集中していること。

④技術導入プロジェクトに占める技術費の比率が高くなってきていること。上に見たように、2001年の導入技術契約金総額のうち技術費の占める割合は48.34%で、対前年比9%増加している。大規模集積回路、低密度ポリエチレン生産技術、コークス炉ガス脱硫技術、ステンレス製錬技術などで大規模先進技術導入が行われた。

⑤多国籍企業内部技術移転の流れの強化。2001年における中国の技術導入の約

30%は多国籍企業内部の技術移転である。愛立信（エリクソン）、シーメンス、殻牌（シェル系）などでは大量の技術導入が行われた。

導入された先進技術は伝統的産業の技術改造に役立ち、国民経済の産業構造の高度化を推し進める上で重要な意義をもつ。ここで輸出の面でみてみると、ハイテク製品の生産・輸出は主として加工・組立方式によるものが主となっている。

①2001年の輸出総額のうちハイテク製品の占める割合は17.5%であるが、このうちの約90%は輸入加工貿易（進料加工形態のもの）と委託加工・組立貿易（来料加工・装配貿易形態のもの）形態のものである。

②ハイテク製品輸出の主力は外資系企業である。中国のハイテク製品輸出の約80%は外資系企業によっている。

③ハイテク製品輸出は情報産業に集中している。2001年におけるコンピュータと通信技術及び電子技術といった部類のハイテク製品輸出が、ハイテク製品輸出総金額の約90%を占める。

さて、上述の概況からみて外資系企業による中国への技術移転の役割の大きさ改めて認識せざるをえないし、胡景岩氏も中国の実情を踏まえて外資系企業による技術移転に期待するわけであるが、要は外資系企業による技術移転に期待するとすれば、技術移転はまた外資系企業の技術移転計画の範囲と程度の掌中に握られているということになるということである。中国にとって如何にその範囲を打ち破れるかが最大の問題であろう。

国务院発展研究中心《利用外資与産業結構調整》課題組の展望によれば、今後全体的に外資直接投資の増加が予期されるのは、WTO加盟ということもあって、まずはサービス部門—金融・保険、卸売・小売、商業、貿易、通信、運輸、技術サービス分野ということになるが、工業部門では「アパレル」、「家具」、「文化・教育・体育用品」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、その他製造業の典型的な労働集約型業種において、今後もかなり集中的に外資直接投資が見込まれるという。第二に、「電子及び通信設備」、「科学機器・計器・事務用機械」、「電気機械及び機材」といった部門が外資直接投資が相対的に多く流入する領域とみられている。実際には、これら部門の労働集約型加工工程が外資直接投資を引きつけることになると予測されている（《利用外資与産業結構調整》課題組「偏向労働密集型産業—外商在華投資産業趨向分析与展望」、『国際貿易』2002年7月号、46頁）。

また貿易との関連でみれば、中国貿易の中では加工貿易が大きな比重を占め、統計上の基準で輸出製品の要素集約度を計ると、一部の製品は資本集約型あるいは技術集約型とみなされるが、輸出推進力からみると、労働力要素の発揮されたものに

すぎない、機械電気製品でみると、輸出の75%以上は加工貿易によって実現されたもので、このうちの大部分は労働集約型加工で、付加価値率はきわめて低い。言うなれば、中国の輸出競争力は技術集約型のものによって立っているのではない（葉耀明・戚列静「利用外国直接投資与提升我国外贸竞争力」，中国人民大学書報中心編『外貿經濟，國際貿易』〔複印報刊資料〕2002年第7期〔F52〕，61頁）。

外資系企業の進出によって中国の産業の技術水準が、統計的には全体的に高くなってきていることは客観的な事実であるが、この技術向上の大部分が外資系企業の技術水準によって構成されているといったことも事実であり、産業構造上問題があるという指摘もある。上述の指摘が示唆するところでは、胡景岩氏のいう外資系企業による技術移転、外資系企業による中国産業の技術水準引き上げ効果を評価するとしても、なお氏がいう問題解決の範囲をこえたところに、やはり問題が依然として存在する余地を残しているように思われる。

片岡 幸雄

## 技術導入規範の革新

### —中国の技術導入の謬論を正す—

中華人民共和国商務部外国投資管理司司長 胡 景 岩 著  
片 岡 幸 雄 訳

中国の技術導入活動は、国民経済の発展の中で重要な役割をもち、経済建設の新たな目標に向けて、中国の技術導入活動は新たなレベルに引き上げられなければならない。新しい情勢に対応し、新しい任務を完成するために、技術導入活動において、先ず認識上の誤りを徹底的に解消しなければならない。

#### 一 技術直接買付論批判

改革・開放以前には、中国の技術導入は主に借り入れによって外貨を取得するか、あるいは我国がもっている外貨で、直接外国から技術を買付けた。

改革・開放以後は、単純に貸借を通じて外国から技術を買付けることは、もはや技術導入の唯一の形式ではなくなり、外資投資の吸収を通じて、外国技術を導入するという事態が出現した。しかし、見方によっては、あくまでも外国から技術を

買い付けた場合だけが、その技術を有することができると考え、外資と合弁、合作する場合は中国側が先進技術を獲得することは難しく、もし外資独資企業であればまったく先進技術を得ることはできないと考える見解もある。

最近でも、このような見解をもっている人がまだ多い。特に、国家の外貨蓄積の増加とともに、彼らはなお一層自主的買付の方法で技術を導入すべきだと考えている。もちろん中国が技術を導入する上で、このような外国技術の買付を通じた方法は大きな成功を得たともいえ、特に一部の大型プラントを導入する上で、中国の一部の工業部門の発展に対して決定的な役割を果たしている。これら産業は国際的水準から数十年も遅れていることから、早く追いつくか或いは似たような水準に近づくようになった。しかし、このような伝統的技術導入論には致命的な欠陥が多く存在している。

#### (一) 低い技術導入効果

企業が直接外国から買い付けた先進技術は、しばしば多額の支出によって買い付けることになるため、多くの外貨を要する。その結果、技術導入の費用が安ければ、導入した技術のレベルも低い。費用が高くても、適切な先進技術の導入をしたとは言えない。

このように、技術導入効果の低い状況はまだよくあり、このような結果を招いた原因もいろいろである。

##### ① 技術導入交渉水準が高くないこと

通常技術輸出側は同類技術の国際市場情勢をよく知っており、且つ技術移転交渉上豊富な経験をもっているが、中国の技術輸入側は、通常国有企業あるいは専門外貿代理公司であり、大部分は初めて当該技術に接するため、国際市場の状況に通じていないし、交渉する際に受動的な地位に置かれる。

##### ② 企業メカニズムが機動的でないこと

この問題は、一部の国有大中型企業の中で際立って現れる。中国の一部の企業において、技術を導入する大きな原因は、企業の指導者が外国に行くチャンスが多ければよいということにある。一部の技術導入調査代表団の政府指導者と一部企業の指導者の人数は技術員よりも多く、導入活動においても、“売り手の価格をよく比較しない”，さらに、技術が先進的であるかどうかの証明書類も厳しく審査しない。ぞんざいな技術の買付のため、技術の先進性と適合性からみてその価値は低くなる。現代企業体制が打ち立てられるにともない、国有企業の管理人員の素質はだんだん高まってきてはいるが、国有企業の経営者の短期的行動は、まだ十分に解決できていない。経営メカニズムの立ち後れはいうまでもない事実である。

### ③ 技術導入に関する選択研究と技術選択の能力に欠けていること

異なった国あるいは地域の同類技術に対して綿密且つ科学的比較及び分析，研究に欠けていることから，必要な技術に対しての評価・選択，技術導入決定のための諮問と提案を提供することができない。

#### (二) 技術導入における消化・吸収能力の欠如

外国から導入した技術が，国内で有効に消化・吸収及び革新ができるか否かが，直接買付方式を使って技術を導入する際の核心問題になる。もしこの問題がうまく解決できなければ，技術導入自身も生命力をなくしてしまう。しかし，中国の長期にわたる技術導入の実践が証明したように，この問題は正しく中国の技術導入の弱い環節である。

生産への資金の投入が少なく，技術水準が低く，また技術の装備レベルが低いうえ，導入技術と企業の実際の状況がうまくかみ合わない。

技術二次開発のための技術革新投入が充分でない。科学技術進歩の経済成長に与える貢献率が低く，技術革新の効果が理想どおりにならず，多くの国有大中型企業の技術革新活動は今やっと始まったばかりである。実施した効果から見ると，技術革新を核心とする技術進歩が経済成長に与えた貢献度は30%しかない。中国の経済成長はまだ資本蓄積によっている。科学技術の成果が商品や産業で形となる程度は低く，応用面における一定の大きな成果は転換率でただ20%ぐらいのものであり，大量の成果がまだ現実の生産力に転化してない。

中国の技術導入は，大部分はまだ消化段階に止まっており，吸収から革新までいった話ではない。中国の技術導入時の費用と消化・吸収時の費用の比率は1：3.2で，日本の1：10に比べてかなり低い。中国が技術を導入する費用及びその成長の速度は，研究と開発の支出をずっと上回り，中国が工業の国産化装備をし，技術を自有化する活動は，常に導入・模倣・複製する水準に止まり，技術の外国依存度が高い。技術導入活動は，“導入—おくれ—再導入”の悪性循環に陥る。導入技術の消化・吸収と二次革新の能力が弱く，主要製品技術と根幹装備は，まだ外国に依存しなければならない。調査によると，技術導入後，改良と二次開発を行ったのは14%しか占めていない。

技術の導入において，ハードウェアを重視し，ソフトウェアを軽視すること，また導入を重視し，消化・吸収を軽視し，技術の外国に対する依存度がかなり高いこと。統計によると，改革・開放前と改革・開放後の最初の十年余りの間に，中国の技術導入は国内企業の技術買付が主であり，技術導入の構成から見れば，ずっと外国からのプラントと基幹設備の導入が多く，設備導入契約が全ての技術導入額の

80%以上を占めている。

国家の関連業務部門が技術導入の全体的過程をばらばらにしたため、消化・吸収と革新活動に不利に作用し、特に技術革新に対して長期計画と統一的配置に欠け、科学的・計画的・連続的という意味の有効な組織に欠けている。

生産ラインと技術・設備の買付を重視し、技術知識の把握と革新をないがしろにすることから、導入した新技術も急速に時代遅れものとなり、淘汰されて、また買い付けなければならないということになる。市場の開放度に限界があり、伝統的な技術輸入代替作用がなく、導入・消化・吸収というモデルにそった過程がなかなか進まない。

### (三) 技術導入と国内技術革新における有機的結合の欠如

技術の導入自体は、本来の目的ではなく、最も重要なことは自国の技術革新を引き出すことである。技術導入が国内の技術革新活動とうまく結合され、導入すべきは導入し、自己開発すべきは自己開発するようにしなければならない。しかし、伝統的技術買付方式では、この関係がうまく処理できていない。

技術導入部門と技術の開発部門がちぐはぐになっている。技術の導入と国内の科学技術開発がちぐはぐになっており、人・財・物の養成や形成に時間的に無駄が出る。

統一した計画と戦略的目標がないため、技術導入を指導的な計画がないものとし、技術導入と本国の科学研究の連関がちぐはぐなものとなってしまふ。一方で、科学研究関連部門が大量の人力・物力・財力および時間をかけて科学研究の業績を上げても、関心をもつ人がいない。他方、国内企業は国内ではもう十分に出来上がっているような技術、端的に言って国内水準より低い技術を国外から大量に導入する。

技術開発の科学研究部門と生産部門上の需要が結びついていない。中国においては、科学研究を生産力に転化させるのはかなり難しい問題である。

企業の市場に対する迅速な対応能力が弱い。中国の機械メーカー製品の平均寿命周期は10.5年であり、開発周期は18ヶ月である。しかし、アメリカの同種の製品の平均寿命周期はわずか3年であり、製品の開発周期もわずか3ヶ月である。この格差のもたらす結果は、製品の競争力、特に国際市場に参入する競争力にかなり差がでるということである。

### (四) 最先端動態技術導入の困難性

技術導入において最も核心的な問題は、先端技術を導入することができるか否かの問題である。さらに問題は、技術が先進的であると同時に、連動的な動的技術でなければならないということで、この点が確かに一番難しいところである。

技術を提供する側は先端技術を提供しようとはしない。一般的には、技術の提供側は自分のもっとも得意な技術を競争相手に渡そうとはしない。

技術の寿命周期は短縮しつつある。現代の科学技術革命の主なメルクマールは、製品の寿命周期が不断に短縮化していることで、これは技術導入側からすれば、導入交渉時点では、まだ先進的であったが、技術導入後一定の時間が過ぎると、さらに企業メカニズムの問題もあって、効率がかなり低い問題も加えると、企業が生産においてこの技術で操業する段になると、この技術はもうかなり遅れたものになるということがある。

動態化技術に追加する費用はきわめて高い。もし、技術導入時に、技術の売り手側に動態的な技術の提供を要求した場合、導入価格も高くなり、通常中国の企業はこれを受け入れることができない。

有効なマクロ管理の欠如がある。中国の技術導入に関連した法律、法規、政策がまだ健全ではなく、うまく運用していくことが難しい。奨励を確実にする有効なメカニズムが欠けているため、制度面から盲目的な導入が避け難い。国家の技術導入指導政策と産業政策に食い違いがあり、国内企業が技術を導入する項目の資金は全て政府の許可を得なければならないから、国家機関の部・委員会と掛け合っ、項目と資金を争うということになり、突貫工事型外貨使用技術導入項目が中国の導入の独特の現象になった。

## 二 “市場を以て技術と交換する” ことに対する批判論批判

“市場を以て技術と交換する” ということは、中国が外資投資を吸収する重要な戦略方針である。長年このやり方によって、かなり大きな成果を得てはきた。しかし、市場を以て技術と交換する方針に対しては誤った解釈をする見方もあり、学界におけるこれに対する批判は絶え間がない。典型的な観点は以下のようなものである。

### (一) 市場開放によって先進技術の交換が行われていないと見る立場

この立場は以下のように考える。中国が次々に外資に市場を開放すれば、特にだんだん多くの外国企業、多国籍企業が中国で企業を設立するようになる。しかし、結果的には、外資系企業が採用する技術水準は高いものではなく、多くの外資系企業の製品は労働集約型の末端製品に属し、加工組立型の産業でも技術レベルが低い。先進技術でないのはもちろん、ハイテクでないことは言うまでもない。

少数の外資系企業が資本集約型に属しているとはいうものの、導入した大多数は機械設備を主とする“ハード”技術であり、技術工程、設計図、特許、専門技術を



主とする“ソフト”技術は少ない。統計によると、中国の外資系企業の中で80年代の技術導入比率は外資系企業の数 $\frac{1}{3}$ を超えない。70年代の技術を導入した外資系企業が外資系企業総数の $\frac{1}{3}$ を占める。外資系企業のかかなり多くは、外資側はこのことについていってはいないが、60年代以前の技術と設備を導入したに過ぎない。90年代の先進技術を導入したのはわずかの少数企業でしかない。共同経営企業が技術を導入する場合、ただ国内市場の需要に満足しているだけでは、ハイテク領域で突出して優れた技術は獲得しにくい。例えば、コンピュータ産業の中での高級チップ技術と系統的なソフト技術である。これは政治あるいは軍事面からの原因もあれば、多国籍企業が常に技術の独占的優位を維持しなければならないということにもよる。

合併や合作の方式で先進技術と設備を導入したとしても、企業が新しい製品、新しい技術の自主的開発能力が十分でないため、元の技術が先進的特性を失うと、また導入せざるを得なく、このような受動的局面を根本的に転換しにくい。

もし、かなり鎖国度の高い国の内側からだけ見れば、この見方はそれなりに道理があるようにも見えるが、科学技術革命が飛躍的に発展する今日にあっては、国際分業が日々深化し、グローバルな経済一体化によって、商品の競争がこれまでになく激しい状況の下にあっては、この見方は明らかに適切ではない。

先ず、多国籍企業が中国市場に入って、競争の必要から先進技術を採用せざるを得ない。一方、多くの多国籍企業は中国市場に参入した後、中国での市場競争の中で優位を占めることを目指している。このためには、高品質廉価の競争力のある産品を生産しなければならないから、必ずや最も優れた技術でこれを支えていかなければならなくなる。しかも、中国の経済発展とともに、人々の新品種、様式、製品に対する需要がだんだんと加速化する。移动通信機器の生産が典型的な例として挙げられる。中国はWTOに加入した後、輸入関税を引き続き引き下げる（WTOに加入する以前の35%から、目下14%以下にまで引き下げられた）。これによって、外国製品は今後ずっと中国市場に入ってきて、市場競争の法則の作用の下で、多国籍企業は最も優れた技術を採用することを余儀なくされる。

同時に、多国籍企業の製品は国際市場の競争に参入することが必要でもある。市場開放の不断の拡大につれて、中国の経済発展は、ますます積極的に世界経済の発展進行過程に参入するようになり、中国で生産した商品が、一層国際市場に入っていくようになる。外資系企業が生産する製品のかかなりの量が逆に国際市場に販売されるようになり、国際市場の競争力の必要に応じた競争力のある産品を生産するためには、このことを保証する最も優れた技術をもたねばならない。

第二に、労働集約型製品もハイテクを有している。外資系企業の多くは、加工貿易企業でも労働集約型企業が多く、しかもこれらの企業は主に軽工業、繊維業、家電業種に集中してはいるが、これらの企業の技術が遅れているとは簡単にはいえない。事実伝統産業においても同様にハイテクのものもある。多国籍企業が中国の伝統産業において生産した製品が大量に国際市場に入ることは、製造業であれ、製靴業であれ、世界中のハイテク技術をもっているということも含まれており、中国が世界の製造加工の中心になった原因でもある。

第三に、実際の状況からみて、外資系企業の技術レベルは一般にかなり高い。改革・開放後20年来、外資系企業は大量のハイテクをもたらし、中国で発展のもっとも急速なIT産業、自動車産業は全て外資投資が最も集中している産業である。このような一般的現象から分かるように、産業の発展のスピードは外資の導入と比例関係にある。

## (二) 中国の期待する技術転換と乖離があるとする立場

この観点をもつ人達は、以下のように考える。市場を開放して外資が入り、技術が合弁企業に入ったとしても、ずっと外資側に握られ、中国側の手には入らない。中国が立ち上げた少数の成熟型先進技術合弁企業においても、外資側が中国側に一部の非基幹的技術は移転したものの、核心技術に対してはガードが厳しい。技術優位こそは、多国籍企業の最も重要な優位であって、対外投資の根元的基礎であり根本的保障でもある。合弁企業に対する技術のコントロールは、外資の対中投資の一つの基本的立脚点である。したがって、外資の直接投資を利用する場合、外資の技術移転に過度の期待をもってはならない。もし、独資企業ならば、技術をもっと獲得しにくくなり、先進技術はずっと多国籍企業の手の中に握られたままである。

このとらえ方は、表面的には理にかなっているように見えるが、重要な誤りは、外資系企業に対する正しい位置づけがないことである。やはり伝統的観念が足を引っ張り、国内資本企業、特に国有企業に多国籍企業が技術を移転しなければ、真に技術の導入が実現しないと考えている。

第一に、外資系企業は中国の企業である。投資過程で発生する外資の技術移転は、投資者内部に集中してきていることは確かで、特に多国籍企業のグローバルな技術移転は、主として企業内部における技術流動で、外資の中国向け技術移転は、主に国外の親会社と中国に設立した外資系企業の間で発生する。特に中国に設立した独資企業に技術を移転する。しかし、強調すべきは、外資系企業は外国企業とみなしてはならないことである。

事実、外資系企業は中国企業であり、中国の法律に基づいて登録され、中国の企

業法人であり、中国の法律の下にあり、中国の人員を雇って、中国政府に納税する。これら外資系企業の技術が先進的であればあるほど、経営もうまくいき、多くの就業機会も提供できる。外資の利益が上がらなければ、政府の税収も保証されない。また、輸出が多くなければ外貨も多く得られない。したがって、中国の外資系企業に対する技術移転は技術導入ではない、あるいは中国は技術を獲得していないとはいえない。

第二に、多国籍企業が、最も優れた技術を国内資本企業に移転するのは難しいことだという見方がある。多国籍企業は、グローバル競争の利益から出発するから、最先端技術を企業外部に移転することは難しい。競争相手に譲渡することなどないのは当たり前のことである。中心的技術は高価格でも売らない。もし中国側が多国籍企業から最先端技術を得ようとしても、ほとんどが不可能なことは明らかであるというのである。

第三に、外資系企業の技術の拡散作用である。外国の企業から導入した技術が、主に外資系企業内部だけで使われるとしても、実践の中では技術導入したものの中からは流出するものがあるという法則によって、中国側投資者とその他の国内資本企業も間接的に受益する。これは人員の流動による技術の拡散か、外資系企業が一体的に国内資本企業を生産に組み込むときに、技術的にこれを支えなければならぬというときに現れる。

(三) 市場を以て技術と交換するためには過大な代価を支払わされるとみる立場

この立場の人達は、以下のように考える。市場を以て技術と交換する場合には、得るものよりも失うものの方が多い。市場は開放したのだが、技術は導入されない。しかも、外資系企業の製品が中国の市場を占拠する。

①輸出上からは、外資系企業は中国の巨大な国内市場に参入あるいは占拠するため、極力製品輸出額を低く抑え、国内市場向けに販売する。

②産業支配や地域支配ということから見ると、外資系企業が国内市場に深く入り込むため、国内の一部の産業と一部の地域が外資系企業に支配される局面が現れる。

③製品のマーケットシェアから見ると、多くの業種の中で外資系企業の製品が、国内市場でかなり大きなシェアを占めている。したがって、技術導入効果と我国の期待のへだたりは大きい。提供した市場の代価は巨大であり、代価と得たものは比べものにならない。

この見方の誤りは、客観的且つ公正に外資系企業の経済発展に対する役割を見ていないことにあり、外資が中国市場に入ることに対して客観的且つ公正な判断に欠けている点にある。

第一に、中国の技術導入の主体になっているのは、外資系企業の技術導入だという点である。中国の技術導入の歴史を振り返ってみると、改革・開放前は完全に国内資本企業が行い、改革・開放後は外資系企業を通じて導入した技術の比率がだんだんと増加（外資系企業の設立後の技術貿易を通ずる導入技術で、外資系企業の設立に際してもってきて導入した技術と売上額から技術費用を差し引く形で導入した技術は含まない）し、2000年には、全国の技術導入総額の40%を占め、2002年には75%を占めている。

第二に、外資投資によって競争がおり、産業の発展を促進するという点がある。外資系企業の設立は、大量の先進技術の導入、外資系企業の管理水準、工芸水準、経営メカニズムなどの面で国内資本企業に模範を示し、その方向への促進作用を果たした。その結果、国内資本企業の改革は加速化され、競争レベルが高められた。

第三に、外資系企業の輸出拡大面についてである。従来中国は外資の進出を許さず、表面的には国内資本企業を保護していた。しかし、実際には国内市場の過度の保護は、おくれを保護するという事になっていった。この場合、外資系企業は中国市場に入れないし、したがって技術の導入は議論の余地がなかった。高関税も多国籍企業のハイテクの移転を抑える。反対に、多くの外資が中国市場に入ってから、大量の良質の製品が生産され、このことによって、中国製品の国際市場における競争力は大きく引き上げられた。現在外資系企業の輸出は着実に増え続けている。2002年の全国の外資系企業の輸出額は1,699億37百万ドルに達し、対前年比27.6%の成長で、全国の同期の輸出増加水準を5.3%上回り、全国輸出総額の52.2%を占める。

（四）市場を以て技術と交換するという事からえられる利益を過度に強調し、技術の消化・吸収及び革新面の重要性を軽視するとみる立場

この立場の人達は、以下のように考える。“技術の重複導入と消化・吸収の軽視”のため、同じ技術あるいは類似技術の重複導入が巨大な浪費を生み、中国は資本導入の中で独自の技術の発展と革新ができなく、外資の技術に“縛られ”，外資の技術への依存を生み出すという。

このとらえ方の誤りは、市場経済の角度から問題をみてないことにあり、未だ計画経済と封鎖経済の観念に止まっている点にある。

第一に、重複導入はある範囲に限られたものである。重複導入は、中国の技術導入の最も大きな問題となっている。しかし、この状況は主に国有企業の技術導入において発生しているのである。原因は言うまでもなく、体制上の問題にある場合もあるし、経営者の管理水準にある場合もある。しかし、外資系企業においては、重複導入の問題はない。重複導入かどうかは、市場と投資者自身が決定し、特に外資

独資企業においては、資金はすべて外国投資者に所属し、重複導入の発生の危惧はない。

第二に、重複導入という問題提起の仕方それ自体に視点の狭さがある。中国が技術の導入をした初期の段階では、中国の一つの企業が導入して、多数の企業が受益者となることを主張したことがある。こうすることによって、導入した技術を他の企業が模倣し、代価を支払わずに先進技術を使うという目的が達成できる。このような状況の下では、同じ技術を多くの企業が同時に導入したということになり、重複導入ということになり、かなり大きな浪費を招いた。これは、知的所有権保護という意識をもたないような観念とやり方である。中国が WTO の正式メンバーになった今日、中国の技術導入は、必ず WTO の知的所有権保護のルールに合致したものでなければならないのであって、一つの企業の導入した技術を多数の企業が使うやり方は許されない。

第三に、技術の消化と吸収も国際ルールに合致したものでなければならない、よりすぐれた技術革新戦略をもつべきである。外資系企業の導入技術については複製や簡単な模倣をしてはならず、この技術を学ぶとか使うときには、必ず技術移転の国際ルールにしたがって行うべきである。中国の国内資本企業が導入した技術の消化・吸収にあっても、知的所有権保護のルールに合わせなければならない。

### 三 民族工業打撃論批判

外資系企業を問題にするとき、通常人々はいわゆる民族工業の発展と関連させ、市場開放は外資の大量の流入をもたらし、中国のいわゆる民族工業の発展に対して打撃を与えると考えている。

#### (一) 一部産業に対する外資系企業の支配と国家の経済的安全性に対する脅威論

このとらえ方は以下のようなものである。外資系企業は確かに先進技術をもたらす。しかし、これらの先進技術によってこそ外資系企業が強い競争力をもつようになり、市場競争の中でますます大きなマーケットシェアを占めるようになるのである。したがってまた、一部産業を支配するようになるというのである。

このとらえ方の誤りは、外資系企業のまちがった位置づけと、実状からかけ離れた分析にある。

民族工業という提起の仕方自身が科学的ではない。現代科学技術革命の条件の下で、国際分業がますます深化し、世界各国の経済連関が一層緊密化する中で、各国はすべて自国の比較優位を利用して外国資本を導入している。同時に相互投資を行い、相手の中に自分もいるし、自分の中に相手もいるという状況になっている。国

際的には、民族工業という提起の仕方を聞くことはない。通常のいい方では当該国経済である。また、当該国経済には外資によって設立された企業も当然含まれる。民族工業というのは中国の歴史上における特定の概念であり、今日にまでひきずって当てはめてはならない。

外資系企業が中国市場に参入して、獲得するマーケットシェアには限度がある。外資系企業は中国でかなり大きな発展をしたが、すでに設立して生産に入った20万社ぐらいの外資系企業が生産した製品のマーケットシェアは限られたものである。外資系企業の工業総生産額の全国工業生産総額に占める割合は28%で、20年来外資が中国で参入した市場は、主として比較早く市場競争を自由化した軽工業、家電部門、繊維業、食品部門、機械製造業などの競争力のある産業に集中しており、これらの産業においても外資系企業が生産した製品のマーケットシェアは50%を超えない。外資系が比較的多い産業は中国で最近新しく発展した新興的な領域でもあり、例えば自動車、電子、エレベーターなどの産業で、セダン型自動車の生産はすべて外資系企業であるとはいえ、これらはすべてが中外合弁企業であり、外資持株比率は50%以下である。国民経済上最も重要な命脈となる民用航空、交通、鉄道、石油加工、鉄鋼などの重要な産業においては、外資の投資は極めて少ない。

外資系企業は、まだいずれかの産業において独占を形成しているという状況にはない。もし、一つの産業において多国籍企業一社の投資額がきわめて大きければ、生産量もかなり大きなシェアを占め、また多国籍企業の技術優位を考慮に入れば、独占的経営の傾向になりやすい。中国の実際の状況では、外資が多く入っている自動車、エレベーター、医薬、大規模集積回路（IC）などの領域では、いずれも多くの多国籍企業が別々の企業を設立し、多国籍企業間の競争が極めて激しく、ある一社の独占が形成するということはまったく不可能である。

## （二）民族工業の技術発展を抑える作用があるとみる立場

このとらえ方は、国外からの先進技術導入が中国の外資系企業導入推進の基本的な目標の一つであるにとらえている。しかし、管理がまずしく、事實は当初予想していた状況とは異なる。先進技術を導入して、発展の起点を高めることを希望して、“市場を以て技術と交換する”という方針を打ち出し、一部の技術レベルの高い外資系企業に対して国内販売の制限を緩めた。しかし、外資側は通常段階にそって、条件に合わせて技術を移転し、国内の開発の水準に合わせて、それに応じた技術を移転する。一部の外資はハイテク領域では、製品の販売だけをして、協同して生産、開発するのは望まない。こういうことであれば、中国は一部の領域で大幅に市場を譲り渡したが、先進技術は得られなく、民族工業の技術は長期にわたって従属的に

位に置かれることになる。

このとらえ方の誤りは、外資系企業について、客観的・弁証法的な分析に欠けていることにある。

外資の移転する技術は一概に否定してもならないし、またこれに完全に依存するということであってもならない。外資系企業は大量の先進技術をもたらし、中国の経済建設に大きな役割を果たしたが、中国の国内資本企業、特に国有企業の技術革新は外資系企業の技術導入に全面的に依存することはできない。一面としては、外資系企業の技術レベルが高くなってきてはいるが、その先進技術を外部に移転するというのには一定の限界がある。国有企業は外資系企業の技術流出効果によって技術は獲得できるが、究極的には限界がある。技術移転費を払わなければならないか、あるいはまったく中国側に売らないのである。今一つの面としては、国有企業の技術水準の向上でさらに重要なことは、やはり自己の革新能力を高めるということ、自分自身の経営メカニズムの転換を加速化すべきということであって、技術革新に対する投入を拡大すべきである。このようにしなければ、外資系企業の技術導入とは相互に依存、協力、競争していくことはできない。

#### 四 優遇政策の継続に対する批判論批判

改革・開放以来、中国は外資系企業にずっといくつかの優遇政策を与えてきた。特に外資系企業の技術導入に対してかなり大きな助成政策を与えてきた。中国のWTO加盟後、以下のような話をよく聞く。WTOの国民待遇原則に則り、外資系企業に対して国民的待遇を実行しなければならない。外資系企業に対して優遇政策をこれ以上与えてはならない。外資系企業が導入した先進技術と設備に対しても、輸入免税・減税などの優遇をこれ以後与えてはならない。外資系企業のハイテクといえども、国内資本企業と同じように扱わなければならない。この見解の誤りは、国民的待遇という概念の意味を正確に把握していないことにあり、奨励政策の先進技術導入に対する役割を軽視していることにある。

##### (一) 国民的待遇に対する誤解

国民的待遇はWTOの最も重要な原則の一つで、外国投資者が最も関心をもつ問題でもある。中国のWTO加盟前後に、国民的待遇問題は国内メディアが多く議論した問題でもあり、同時に最も誤解しやすい問題でもある。

国民的待遇の本来の意味はこういうことである。WTOの規定によると、国民的待遇とは、外国投資者の投資経営活動が本国公民及び企業に比べて差別待遇を受けてはならないということである。すなわち、区別した差別的取り扱いをしてはなら

ないということである。外資系企業に優遇的待遇を与えるのは、国民的待遇原則違反ではない。外資投資受入国はもっと多くの外国投資を吸収するために、いずれも程度こそちがえ、外国投資者に本国投資者よりもある程度高い優遇を与えている。ただ、先進国では少ないが、先進国は主に完備した市場を用いて外国投資を導入し、発展途上国では多くは外国投資者に優遇政策を与えるやり方をとる。

はっきりと言えば、国民的待遇原則は外資系企業に優遇政策を与えることに反対するということではなく、どの外国投資も投資受入国から優遇政策を得て、投資受入国政府が国民待遇原則に違反したと訴えるわけでもない。中国は依然として発展途上国であり、本世紀の中頃まで中進国の水準にまで達しない。したがって、国内資本企業と外資系企業間の差異は漸次縮小していくものの、相当の長期にわたって中国は引き続き外資系企業に優遇政策を与えることになろう。

## (二) 外資系企業引き込み競争

国際投資の導入それ自体が一種の競争であり、各国は外資投資を吸収していく実践の中でも、いずれの国も外国投資者に様々な優遇政策を提供することを通じて投資者を引き付けようとする。特に中国周辺の国はいずれも、近年国際投資を引き付けるために優遇政策を強化し、新技術をもつ多国籍企業について尚更重点をおいている。国際投資の吸収は単に優遇政策だけによってできるというものでもないが、発展途上国が国際投資を吸収するには優遇政策がなくてはとても進まない。

## (三) ハイテク企業に対するさらなる優遇政策

ハイテク項目の吸収に対しては、特に優遇政策が重要である。これらの項目は、通常これまでにない新しい試みであるといった特徴（これまで設立されたことがない、端的な場合初めて親会社の本土以外、または全世界で設立されたことのないような企業である）とか、規模が大きいといった特徴（多国籍企業が設立したハイテク項目は通常大型または超大型のものであり、小さなものでも数億ドル、多ければ数十億ドルにも上る）とか、特別の形式をとるといった特徴（研究開発センターなどの形で設立する）とかの諸特徴をもっている。現在中国がハイテクを吸収する場合のことを考えると、若干の優遇政策はあるが、全体的にはまだ十分でない。ハード面での施設提供とか、税の減免とか、通関上の便益を提供するとかいった面で、他の国と比べてかなり大きな差がある。中国は多国籍企業のハイテクを吸収する上でまだかなり大きな潜在力があり、さらに取り組むべき多くの部面がある。中国はリスク投資政策の整備を通じて、多国籍企業が設立する研究開発センターにもっと多くの助成政策を与えること、多国籍企業の技術移転に対して、もっと多くの税の減免を与えること、外資系企業の科学技術者の出入国にもっと便宜な条件を与えら



れるし、さらに外資系企業のハイテク製品の通関の加速化をはかることができよう。

## 五 自主的技術革新論批判

この観点は以下のようなものである。少数の科学技術の領域のほかは、中国の科学技術の全体的水準は世界的にみて相対的に遅れている。過去我国は多くの領域において、自主的革新を行った。特に軍事に密着した領域では多くの重要な成果を上げた。しかし、工業領域においては、主に“複製”を通じて技術と生産能力を高めた。このような技術模倣革新戦略は、今後二つの大きな障害に直面する。一つは、現代工業設備に関連する技術の種類がだんだん多くなっていく。長期にわたって消化・吸収および自主的革新を重視しなかったため、“模倣”自体がだんだん難しくなるという点である。今一つは、知的所有権制度やその他の制度の制約で、中国の現行の技術革新政策と制度的枠組が、WTO のルールと多くの点で相容れない状況になっている点である。制度革新任務が重く立ちふさがっている。現下にあっては、中国は自主的に知的所有権の対象となるような技術を発展させるべきで、技術革新は自己によらなければならない、外国投資者に依存してはならないというのである。この見解の誤りは、自主的な知的所有権の対象となるような技術の革新余地を過大にとらえていることにある。

### (一) 限られた自主的知的所有権技術開発の範囲

基礎と基礎応用、軍事、宇宙飛行・航空及び国の経済と人民の生活に関連する重大な戦略的、先見的、基礎的技術と公益性のある技術の研究と開発（例えば農業、医療、環境、安全、技術標準と監督などに関連するもの）は、国民経済の発展に対して極めて重要であり、このようなハイテクの要をなすような技術が、多国籍企業から国内資本企業に移転されるとみることにはできない。こういった技術の革新活動は、政府がきちんと責任をもって必要な投資を行うべきである。経済的テコを活用して、企業の革新能力を強化していかなければならない。例えば、直接の経済的支持をすべく、政府は資金の割り当て、補助金の支給、利子の割引、リスクを負担する投資あるいは財政信用供与などの方式を採用して、優れたものを選んで、その応用が有望な開発研究や中心的鍵となるようなハイテクの開発を発展させる企業を支持すべきである。また、税、金融、奨励などの間接的な経済的刺激手段で、中小企業の技術革新の有効な体制を打ち立て、国としての革新体系の構築を推し進めるべきである。これらの技術に対しては、中国は必ず大いに自主的知的所有権の対象となるような技術革新を発展させるべきである。特定部門に有限な財力を集中して突破口を開くことには経験をもっており、またこの可能性もある。

しかし、中国政府の科学研究に対する財政支出は、きわめて限られたものである。国有企業には力がなく、多くの領域で知的所有権の対象となるような自主的技術革新を行うことはもっと難しい。現代科学技術の特質として、一つの項目ごとの技術革新活動に要する投入は大きく、多国籍企業のほかにはこの力はない。したがって、知的所有権の対象となるような自主的技術革新は一定の範囲に限られ制約があるのである。

当然紡績・繊維・アパレル産業、皮革産業、ゴム及びプラスチック設備製造業、簡単な金属及びプラスチック製造業、食品産業、タバコ産業、簡単な木製品産業、石油精製など資源を基礎とする産業において、中国はかなり強い技術競争力をもっている。この面での技術革新活動では引き続き我国の比較優位を發揮することができ、これ以上の大きな技術導入に依存する必要はあるまい。

#### (二) 一般産業における技術導入の役割

他の領域においては、多くのハイテク技術の革新は主に技術導入を通じて行うべきである。電子、化学工業、自動車、機械、製薬などの領域の技術革新は、中国は世界で最先端水準に比べてかなり大きな落差があり、中国のこれらの産業における根本な劣位は技術の遅れにある。多国籍企業は常にこの領域で核心的技術を独占または支配しており、1999年における世界最大の100社の多国籍企業（金融業を除く）の中には電子、電気設備産業、自動車産業企業が32社も入っている。当面中国がこの面で多国籍企業との技術革新競争に挑むのは非現実的なことである。

大規模集積回路の開発を中国は自分でやろうと試みたが、最終的にはやはり多国籍企業と合弁する道を歩むこととなった。多国籍企業は中国の市場競争に参入する必要からすると、終局的にはこの領域のハイテク、端的な場合は核心技術を中国に投資した企業に移転することになる。したがって、我国はチャンスをとらえて条件を創り、これらの技術を中国に導入すべきである。

#### (三) 導入技術の消化・吸収・革新における新しい観念の必要性

中国についていえば、国外から先進技術を買うか或いは外資を吸収して技術導入をするかということになるが、いずれの場合も消化・吸収・革新作業は強化していかなければならない。消化しなければ、真に自分のものとして使うことができない。吸収しなければ、それを経済発展の動力とすることはできない。本国の経済発展の促進のためには、革新しなければ、技術先進国に対する依存性を免れにくい。そうしなければ、永久に“導入－ドロップアウト－再導入－再ドロップアウト”の悪性循環に陥ってしまう。

しかし、新しい情勢の下では、技術導入の消化・吸収および革新は新しい観念と

措置が必要である。

条件を創って、多国籍企業のハイテクを絶え間なく中国に入れる。多国籍企業が持続的に中国に技術を移転するかどうかは、第一に、中国市場の開放の程度と中国が外資投資を吸収する政策の安定度によって決まる。中国はずっと外資投資を吸収する政策の連続性、安定性と先見性をもたねばならない。第二に、多国籍企業からの技術移転に対する政府の助成力が問題となる。中心的技術を提供できる外資投資項目に対して減税と利子補填を行なう。減価償却の加速化、所得税の適度の引き下げなどの措置を運用して、外資系企業がもっと先進技術をつかうよう奨励する。土地、建物、電気通信、運輸、電力などの基礎施設を提供したり、資本財、設備、原材料などの輸入関税を免除したりすることを通じて、多国籍企業が中国で R&D 機構を設立して、新技術の開発とか能力を具えた専門技術要員の質の向上をはかるために手助けをしてくれるよう奨励する。

国内資本企業と外資系企業が有機的に配置された体系となるよう奨励する。多国籍企業と国内資本企業が一手請負と供給者という関係を設立し、国内資本企業が OEM や ODM の形式を通じて外資系企業の生産と産業連関関係を形成する。このことによって、多国籍企業の中国での生産の連関をのばし、多国籍企業の技術が中国で確実に根を下ろすようにする。

中国の人材優位を十分に発揮する。多国籍企業が人員採用の現地化戦略を積極的に推し進めるよう奨励すべきで、財政、租税政策と金融政策を用いて海外留学者が帰国して、企業を興こすことを奨励し、大学・科学研究機構と外資系企業間の科学研究合作関係を打ち立てることを激励すべきである。